

性感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する告示案新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
<p>性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）は、性的接触を介して感染するとの特質を通じて有し、性的接觸により誰もが感染する可能性がある感染症であり、生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題の一つである。性感染症は、感染しても無症状であることが多く、また、尿道炎、帯下の増量、皮膚粘膜症状等の比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、感染した者が治療を怠りやすいという特性を有する。このため、不妊等の後遺障害や生殖器がんが発生し、又は後天性免疫不全症候群に感染しやすくなる等性感染症の疾患ごとに発生する様々な重篤な合併症をもたらすことが問題点として指摘されている。特に、生殖年齢にある女性が性感染症に罹患した場合には、母子感染による次世代への影響があり得ることも問題点として指摘されている。</p>	<p>性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローム、梅毒及び淋菌感染症（以下「性感染症」という。）は、性的接觸を介して感染するとの特質を通じて有し、性的接觸により誰もが感染する可能性がある感染症であり、生殖年齢にある男女を中心とした大きな健康問題の一つである。性感染症は、感染しても無症状であることが多く、また、尿道炎、帯下の増量、皮膚粘膜症状等の比較的軽い症状にとどまる場合もあるため、感染した者が治療を怠りやすいという特性を有する。このため、不妊等の後遺障害や生殖器がんが発生し、又は後天性免疫不全症候群に感染しやすくなる等性感染症の疾患ごとに発生する様々な重篤な合併症をもたらすことが問題点として指摘されている。特に、生殖年齢にある女性が性感染症に罹患した場合には、母子感染による次世代への影響があり得ることも問題点として指摘されている。</p>			

改

正

案

現

行

また、性感染症は、患者等（患者及び無症状病原体保有者をいう。以下同じ。）が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しないことがあるため、感染の実態を把握することが困難であり、感染の実態を過小評価してしまおそれがあること、また、性的な接触を介して感染するため、個人情報の保護への配慮が特に必要であること等の特徴を有することから、公衆衛生対策上、特別な配慮が必要な疾患である。

さらに、性感染症を取り巻く近年の状況としては、十代の半ばごろから二十代前半にかけての年齢層（以下「若年層」という。）における発生の増加が報告されていること等が挙げられることから、これらを踏まえた上で、性感染症対策を進めていくことが重要である。

また、性感染症は、患者等（患者及び無症状病原体保有者をいう。以下同じ。）が、自覚症状がある場合でも医療機関に受診しないことがあるため、感染の実態を把握することが困難であり、感染の実態を過小評価してしまおそれがあること、また、性的な接触を介して感染するため、個人情報の保護への配慮が特に必要であること等の特徴を有することから、公衆衛生対策上、特別な配慮が必要な疾患である。

さらに、性感染症を取り巻く近年の状況としては、十代の半ばごろから二十代前半にかけての年齢層（以下「若年層」という。）における発生の増加が報告されていること、低用量経口避妊薬の使用が性感染症の増加の要因になるとの懸念が指摘されていること等が挙げられることから、これらを踏まえた上で、性感染症対策を進めていくことが重要である。

改

正

案

現

行

性感染症の予防には、正しい知識とそれに基づく注意深い行動が重要であり、早期発見及び早期治療により治癒又は重症化の防止、感染の拡大防止が可能な疾患である。このため、性感染症に対する予防対策としては、感染の可能な性がある者への普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりが重要である。特に、近年増加が報告されている若年層を対象とした予防対策を重点的に推進していく必要があるため、学校等における性感染症の予防のための教育と連携していく必要がある。また、先天性免疫不全症候群と性感染症は、感染経路、発生の予防方法、まん延の防止対策等において関連が深いため、正しい知識の普及等の対策について、本指針に基づく対策と先天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成十一年十月厚生省告示第二百十七号)に基づく対策との連携を図ることが必要である。

性感染症は、正しい知識とそれに基づく個人の注意深い行動により予防することが可能であり、早期発見及び早期治療により治癒又は重症化の防止が可能な疾患である。このため、性感染症に対する予防対策としては、感染の可能な性がある者への普及啓発が最も重要である。特に、近年増加が報告されている若年層を対象とした普及啓発を予防対策の中心とする必要があるため、学校等におけるいわゆる性教育と積極的に連携していく必要がある。また、正しい知識の普及等の対策について、本指針に基づく対策と先天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(平成十一年十月厚生省告示第二百十七号)に基づく対策との連携を図ることが必要である。

改 正 案	現 行
<p>本指針は、このような認識の下に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号。以下「法」という。）の施行に伴う性病予防法（昭和二十三年法律第二百六十七号）の廃止後も、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症について、国、地方公共団体、医療関係者、民間団体、教育関係者等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。</p> <p>また、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症のほかにも、性的接觸を介して感染することがある感染症は、先天性免疫不全症候群を含め多数あること留意する必要があり、本指針に基づく予防対策は、これら感染症の抑制にも資するものと期待される。</p> <p>なお、本指針については、性感染症の発生動向、性感染症の検査、治療等に関する科学的知見、本指針の進ちょく状況の評価等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくのである。</p>	<p>本指針は、このような認識の下に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号。以下「法」という。）の施行に伴う性病予防法（昭和二十三年法律第二百六十七号）の廃止後も、総合的に予防のための施策を推進する必要がある性感染症について、国、地方公共団体、医療関係者、民間団体等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すこととする。</p> <p>また、本指針の対象である性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖形コンジローム、梅毒及び淋菌感染症のほかにも、性的接觸を介して感染することがある感染症は、先天性免疫不全症候群を含め多数あること留意する必要があり、本指針に基づく予防対策は、これら感染症の抑制にも資するものと期待される。</p> <p>なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。</p>

改
正
案

現
行

第一 原因の究明

一 基本的考え方

性感染症の発生動向の調査における課題は、病原体に感染しても無症状であることが多く、また、自覚症状があつても医療機関に受診しないこと等があるため、その感染の実態を正確に把握することが困難なことである。そのため、性感染症を経時に監視し、疫学的に性感染症に罹患している者の数を推計すること等を目的として、その発生動向を慎重に把握していく必要があることから、法に基づく発生動向の調査を基本としながら、患者調査等の他の調査等を活用するとともに、無症状病原体保有者の存在を考慮し、必要な調査等を追加的に実施し、発生動向を総合的に分析していくことが重要である。

また、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に配慮しつつ、収集された発生動向に関する情報と分析結果について、必要とする者に対し、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

第一 原因の究明

一 基本的考え方

性感染症の発生動向の調査における課題は、病原体に感染しても無症状であることが多く、また、自覚症状があつても医療機関に受診しないこと等があるため、その感染の実態を正確に把握することが困難なことである。さらに、近年、若年層における発生の増加が報告されていることや低用量経口避妊薬の使用等という新たな要素が加わったことから、その発生動向については、引き続き、慎重に把握していく必要がある。このため、法に基づく発生動向の調査を基本としながら、既存の他の調査等を活用するとともに、無症状病原体保有者の存在を考慮し、必要な調査等を追加的に実施し、発生動向を総合的に分析していくことが重要である。

また、国及び都道府県等（都道府県、保健所を設置する市及び特別区をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に配慮しつつ、収集された発生動向に関する情報と分析結果について、必要とする者に対し、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

改
正
案

二 発生動向の調査の活用

法に基づく発生動向の調査については、引き続き、届出の徹底等その改善及び充実を図り、調査の結果を基本的な情報として活用していくものとする。特に、法第十四条第一項の規定に基づき、指定届出機関からの届出によつて発生の状況を把握することとされている性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ及び淋菌感染症については、国は、これら四つの感染症の発生動向が的確に反映できるよう、発生動向調査の結果を踏まえた指定届出機関の指定の基準の策定に努めるとともに、指定期間を適宜確認して、調査の改善を図り、十万人当たりの患者数のように定量的な評価のできる数値を的確に推計できるよう努める」ととする。

三 発生動向の調査以外の調査等

発生動向の調査以外の調査等として、患者調査等の既存の調査を活用するとともに、必要に応じて、数年ごとに、地域を限定した全数調査、後天性免疫不全症候群の発生動向と性感染症の発生動向との比較、発生動向の分析を行うための追加調査等を行い、発生動向の多面的な把握に役立っていくことが重要である。

現
行

改

正

案

現

行

三 発生動向の調査等の結果の公開及び提供の強化
国及び都道府県等は、収集された調査の結果やその分析に関する情報を経年的な変化が分かるような図表に編集する等国民が理解しやすいよう加工した上で、印刷物、インターネット等の多様な媒体を通じて、これを必要とする者に対して、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

四 発生動向の調査等の結果の公開及び提供の強化
国及び都道府県等は、収集された調査の結果やその分析に関する情報を経年的な変化が分かるような図表に編集する等国民が理解しやすいよう加工した上で、印刷物、インターネット等の多様な媒体を通じて、これを必要とする者に対して、広く公開及び提供を行っていくことが重要である。

改

正

案

現

行

第二 発生の予防及びまん延の防止

一 基本的考え方

国及び都道府県等は、性感染症の罹患率を減少傾向へ導くための施策の目標を設定し、正しい知識の普及啓発及び性感染症の予防を支援する環境づくりを中心とした予防対策を行うことが重要である。特に、性感染症の予防方法としてのコンドームの使用並びに検査や医療の積極的な受診による早期発見及び早期治療が性感染症の発生の予防及びまん延の防止に有効であるといった情報、性感染症の発生動向に関する情報等を提供していくとともに、検査や医療を受けやすい環境づくりを進めていくことが重要である。

また、普及啓発は、一人一人が自分の身体を守るために必要とする情報を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じ、各個人の行動が性感染症に罹患する危険性の低いもの又は無いものに変化させる行動変容の促進を意図して行うもの有必要がある。

さらに、一般的な普及啓発の実施に加え、若年層の健全育成のための普及啓発を実施するとともに、実施に当たつては、対象者の発達段階、性感染症に対する理解力、地域の特性等の実情に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都道府県等は相談や指導の充実を図り、よりきめ細かい普及啓発を実現していくことが必要である。

第二 発生の予防及びまん延の防止

一 基本的考え方

性感染症は、一人一人が注意深く行動することにより、その予防が可能な疾患であり、国及び都道府県等は、正しい知識の普及啓発を中心とした予防対策を行っていくことが重要である。特に、性感染症の予防方法としてのコンドームの使用並びに検査や医療の積極的な受診による早期発見及び早期治療が性感染症の発生の予防及びまん延の防止に有効であるといった情報、性感染症の発生動向に関する情報等を提供していくことが重要である。

また、普及啓発は、一人一人が自分の身体を守るために必要とする情報を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供することを通じて、各個人の行動を性感染症に罹患する危険性が低いものに変化させることを意図して行うもの有必要がある。

さらに、一般的な普及啓発の実施に加え、若年層を中心とした普及啓発を実施するとともに、実施に当たつては、対象者の実情に応じて、普及啓発の内容や方法に配慮することが重要である。このため、国及び都道府県等は相談や指導の充実を図り、よりきめ細かい普及啓発を実現していくことが必要である。

改

正

案

現

行

二 予防方法としてのコンドームの使用の推奨

コンドームは避妊の効果のみならず、性感染症の原因となる直接接触を妨げる物理的障壁として、性感染症の予防に対する確実かつ基本的な効果を有するものである。しかしながら、性的接触の相手の数が多い者にコンドームが使用されていない実態があり、性感染症の予防としての使用方法が誤解されている傾向にあるため、男性にはその適切な使用を促すべきである。国及び都道府県等は、コンドームの性感染症の予防効果に係る情報を提供していくことが重要であり、コンドームの製造・販売業者にも協力を求めるべきである。また、普及啓発の対象者の実情に応じて、コンドームの正しい使用の方法等を、性感染症の予防に関する科学的知見に基づいて、適切に情報提供していくことが重要である。

なお、産婦人科、泌尿器科等の医療機関とも連携し、性感染症に係る受診の機会を捉え、コンドームの使用による性感染症の予防について啓発していく必要がある。

二 予防方法としてのコンドームの使用の推奨

コンドームは、一般的には避妊のためにのみ用いるものと考えられていることが多いが、パートナー（性的接触の相手をいう。以下同じ。）が性感染症に感染しているかどうか分からぬ場合の性行為においては、双方にとつて、極めて有効な、かつ、第一に選択されるべき性感染症の予防方法である。国及び都道府県等は、性感染症に罹患した場合の症状や後遺症、発生動向等の性感染症の危険性についての情報だけではなく、コンドームに係る情報も普及啓発の中軸として提供していくことが重要であり、コンドームの製造業者にも協力を求めるべきである。また、普及啓発の対象者の実情に応じて、コンドームの正しい使用の方法や使用に関するパートナー間の相互理解の必要性等を適切に情報提供していくことが重要である。

なお、普及啓発は、後天性免疫不全症候群対策との連携が有効であり、両者の重複感染の危険性を指摘すること、両者の専門家による手引書を作成すること等を行うことが重要である。